

環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、金融機関が行う環境に配慮した事業者（大企業を除く。以下同じ。）に対する融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資の加速化のための融資（以下「温暖化対策加速化環境配慮型融資」という。）を受ける事業者に対し、必要な経費を助成することにより、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進する観点から、補助事業者に、温暖化対策加速化環境配慮型融資に係る借入金の金利負担を安定かつ確実に減免するための環境配慮型設備投資促進利子補給基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

なお、「大企業」とは、以下の資本金基準及び従業員基準を満たす企業とする。

	資本金基準	従業員基準（常用雇用者）	
大企業	10億円以上	卸売業	101人以上
		小売業	51人以上
		サービス業	101人以上
		製造業その他	301人以上

（交付の対象）

第3条 この補助金は、地球温暖化対策のための設備投資を加速化し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、事業者が金融機関から資金の借入れを行った場合にその利息の一部（2%相当を上限）を助成するため、補助事業者が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

なお、補助事業者がこの補助金により造成した基金で行う環境配慮型設備投資促進利子補給金の交付、基金の適正かつ公正な管理・運営、事業者の補給金の適正な執行の管理及び融資機関の当該融資業務の検証（以下「事業」という。）の内容については、環境省総合環境政策局長が別に定めるところによるものとする。

（定義）

第4条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- ①銀行
- ②信用金庫及び信用金庫連合会
- ③労働金庫及び労働金庫連合会
- ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫
- ⑨株式会社日本政策投資銀行
- ⑩沖縄振興開発金融公庫

(2)「温暖化対策加速化環境配慮型融資」とは、金融機関が行う複数の項目により温暖化対策を推進する事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度であり、補給金の交付対象として補助事業者が認めたものをいう。

(交付額の算定方法)

第5条 第3条に規定する経費は、定額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、環境大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、環境大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに環境大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業が完了又は廃止した際、基金の残余の額は、国庫に納付しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて環境大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、第6条(1)の承認を受ける場合には、別紙様式2による変更交付申請書を速やかに環境大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）から1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて環境大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

第10条 特別な事情により、第7条から前条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名 印

平成22年度 環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を実施したいので、環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付要綱(平成22年 月 日環政経第 号)第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を願いたく、関係書類を添えて申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 金 円

3 事業計画

(1) 事業の必要額

(2) (1) の算出根拠

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

(1) 寄附行為

(2) その他参考となる資料

(別紙様式2)

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名 印

平成22年度 環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付変更申請書

平成〇年〇月〇日付〇号をもって交付決定を受けた標記補助金について、環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付要綱(平成22年 月 日環政経第 号)第8条の規定に基づき、次のとおり交付申請の変更を願いたく、関係書類を添えて申請する。

記

変 更 事 項	変更前	変更後

(別紙様式3)

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
称号又は名称
代表者氏名 印

平成22年度 環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金に係る事業実績報告書

平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって交付決定を受けた標記の補助金に係る事業実績について、環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付要綱（平成22年 月 日環政経第 号）第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金精算額 金 円
- 2 事業内容
- 3 添付書類
基金に係る金融機関の預金残高証明書